

県南広域振興局長告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があった。

平成22年3月19日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

指定医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生年月日
千葉歯科医院	一関市花泉町涌津字上原6番地	平成21年12月25日